

やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設 高付加価値化支援事業費補助金

申請要領

交付申請受付期間：令和4年5月27日 ～ 令和5年1月31日

「補助金実績報告書」提出期限：令和5年1月31日

令和3年 8月 制定

令和4年12月 改正

宿泊施設高付加価値化支援事業事務局
〒400-0031 甲府市丸の内二丁目16番4号 丸栄ビル4階
電話 055-222-6112

【概要】

本県の観光産業は、いわゆるコロナ前においては、外国人旅行者の増加などにより活況を示していた一方、観光消費額については近年伸び悩んでいる状況でした。特に、2019年においては、訪日外国人観光客数は150万人で全国11位となる一方、観光消費額については一人当たり18,000円で全国44位となっています（訪日外国人消費動向調査）。

こうした状況を打開するためには、宿泊施設を含めた本県観光の高付加価値化（※）を図り、観光消費額の増大、及び収益性の向上に繋げていく必要があります。

※ 山梨県における観光産業「高付加価値化」

「既存の観光資源の価値を高めて他地域との差別化を図るとともに、顧客の期待を上回るような質の高いサービスを提供することにより、観光客の満足度向上、滞在時間の延伸、リピーター化を促し、観光消費額の増大と収益性の向上に繋げる取組み」

県では、「やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設高付加価値化支援事業費補助金」により、宿泊事業者が実施する

- (1) やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得に向けた取組み
- (2) 新たな需要に対応するための取組み

に係る経費の一部を補助することで、宿泊施設の高付加価値化を支援いたします。

【補助対象者の要件】

次の全ての要件を満たしていること

- ・ 宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）
- ・ 対象となる宿泊施設が、「宿泊業に係るやまなしグリーン・ゾーン認証制度実施要綱」に基づく認証を受けていること。
- ・ 自己又は自社の役員等が、山梨県暴力団排除条例に規定する「暴力団」に該当しないこと。
- ・ 国、又は法人税法別表第一に規定する公共法人に該当しないこと。
- ・ 政治団体ではないこと。
- ・ 宗教上の組織若しくは団体に該当しないこと（ただし、旅館業法に基づく許可を受けて旅館業を営む施設は、当該事業部分に限る部分について申請可）。
- ・ 「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の本申請を行っていること（やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係に限る）。
- ・ 以上のほか、本事業の趣旨及び目的に照らして適当でないと判断される施設ではないこと。

【補助対象事業、補助率及び補助限度額】

(1) やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係

やまなしグリーン・ゾーンの上位認証として創設された「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム」認証取得に向けた取組みを実施する宿泊施設を補助。

感染症予防対策に係る基準・抜粋（やまなしグリーン・ゾーン プレミアム）

3. 「感染症予防対策に係る基準」に追加する対策項目	(1) 入場管理	自動検温システム・非接触センサー式手指消毒機、全身除菌装置、非接触チェックインシステム等
	(2) 空気質・水質管理	二酸化炭素濃度測定器
	(3) 空気中の微粒子の低減	空気清浄機（第三者検査機関によりウイルス等に対して効果が証明されたもの）
	(4) 接触リスクの低減	抗ウイルスコーティング等施工に要する経費（第三者検査機関によって持続効果の証明されたもの）
非接触センサー式ソープディスペンサー、ペーパータオル（トイレ・洗面所などの手洗い場所） 配膳ロボット等（飲食スペース）		
5. 清掃業務の改善		ATP 検査機器、清掃ロボット等

※ その他本県グリーン・ゾーン推進グループが認証取得のために必要と認めたものを含みます。

[補助率] 3/4以内

[補助限度額] 300万円

- ・ 消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）相当額、振込手数料、及び代引手数料は、補助対象外です。
- ・ 令和2年5月14日から令和5年1月31日までに購入した機器等が対象です。
- ・ 旅館業法に基づく営業許可を受けた施設ごとに申請が可能です。
- ・ 令和4年度を通じて、1施設1回限り申請することができます。
- ・ 令和3年度に、「やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設変異株対策強化及び高付加価値化支援事業費補助金」による補助を受けた施設も申請することができます。ただし、既に補助を受けた取組みに対して、重ねて補助を受けることはできません。
- ・ 下記「(2) 高付加価値化支援関係」と併用可能です（それぞれの上限300万円、合計600万円以内）。
- ・ 申請期限は令和5年1月31日です。
- ・ 購入に係る支払い（引落し）は、令和5年1月31日までに完了してください。
- ・ 事業完了に係る実績報告書を、令和5年1月31日までに提出してください。
- ・ 令和5年1月31日までに「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証が取得できなかった場合、補助金は受けられません。

(2) 高付加価値化支援関係（新たな需要に対応するための取組み）

安全・安心で上質な環境を提供し、コロナ後を見据えた高付加価値化（上記【概要】参照）を実現するため、顧客ニーズにきめ細やかに対応するための取組みや他地域との差別化を図る取組みなどを実施する宿泊事業者を補助。

【対象となる取組みの例】

取組例	主な経費
・大宴会場を個室の食事スペースに改修	左記の取組みに必要となる 備品購入費 改修工事費 システム導入・構築費 コンテンツ開発委託料 など
・ワーケーションスペース、会議スペースへの改修、体験プログラム用備品の整備	
・グランピング、アウトドア・サウナ等の環境整備	
・非接触チェックインシステムの導入	
・キャッシュレス決済の導入	
・館内案内表示等の多言語化	
・ハラル・ビーガン等への対応	
・ITシステム・モバイルシステムによる情報共有	
・予約管理システムやAIによるデータ分析・需要予測	
その他、コロナ後の高付加価値化に資する取組みとして、 知事が特に認めるもの	

【対象外経費等（例）】

取組例	経費の例
原状回復を目的とする取組み	破損した設備や経年劣化した設備等の修繕
既存設備の更新・追加	送迎用車両、パソコン、テレビ、エアコン等の購入
経常的な経費	電気、ガス、上下水道、ネット回線料、賃料、食材費、システム利用料等
高付加価値につながらない物品等の購入	高級美術品等の購入
一時的なイベント経費など、継続性が認められないもの	有名人を招いた単発のイベント等経費
固定資産（不動産等）購入費	土地・家屋の購入、客室棟の増築等
消耗品購入費	（別紙「高付加価値化支援関係 補助対象外となる消耗品の例」参照）
消費税（地方消費税を含む）相当額	
振込手数料	
代引手数料	

[補助率] 1/2以内

[補助限度額] 300万円

- ・ 消費税相当額、振込手数料、及び代引手数料（商品配送と引換えに代金を支払う際に発生する手数料）は、補助対象外です。
- ・ 令和2年5月14日以降に着手し、令和5年1月31日までに完了した取組みが対象です。
- ・ 旅館業法に基づく営業許可を受けた施設ごとに申請が可能です。
- ・ 令和4年度を通じて、1施設1回限り申請することができます。
- ・ 令和3年度に、「やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設変異株対策強化及び高付加価値化支援事業費補助金」による補助を受けた施設も申請することができます。ただし、既に補助を受けた取組みに対して、重ねて補助を受けることはできません。
- ・ 上記「(1) やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」と併用可能です（それぞれの上限300万円、合計600万円以内）。
- ・ 申請前に、事業計画書を事務局あて提出してください（令和4年11月30日まで）。
- ・ 申請期限は令和5年1月31日です。
- ・ 経費の支払い（引落し）は、令和5年1月31日までに完了してください。
- ・ 事業完了に係る実績報告書を、令和5年1月31日までに提出してください。

(3) 関係会社からの調達等の扱いについて（プレミアム・高付加価値共通）

補助対象となる取組みを実施するに際し、自社やグループ会社などの関係会社と、物品の購入、役務の提供、業務の委託等がある場合には、それらに要する経費の補助対象経費としての扱いは、次のとおり取り扱うこととします。

これらの項目に該当する場合には、交付申請書に、製造原価等が分かる資料を添付してください。

① 申請者自身（自社）からの調達

製造原価（※1）を補助対象経費とします。

② 100%同一の資本に属するグループ企業（完全子会社など）

取引価格が製造原価（※1）以内であれば、取引価格を補助対象経費とします。

これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益（※2）の割合によって、利益相当額を算定の上控除します。

$$\text{取引価格} \times \{1 - (\text{売上総利益} / \text{売上高})\} = \text{補助対象経費}$$

③ 申請者の関係会社（※3）

取引価格が、製造原価（※1）、販売費及び一般管理費（※1）の合計額以内であれば、取引価格を補助対象経費とします。

これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益（※2）の割合により、利益相当額を算定の上控除します。

$$\text{取引価格} \times \{1 - (\text{営業利益} / \text{売上高})\} = \text{補助対象経費}$$

※1 製造原価、販売費及び一般管理費については、それらが補助金申請に係る調達等に対する経費であることが分かる資料を、上記②及び③の「これにより難しい場合」に該当するときは調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）の写しを、それぞれ添付してください。

※2 売上総利益、営業利益がマイナスの場合は、0として扱います。

※3 「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいいます（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項）。

【申請書類】

- ①やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設高付加価値化支援事業費補助金
交付申請書（様式第1号）
- ②誓約書
- ③補助事業計画書
- ④旅館業法に基づく営業許可証の写し
- ⑤「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム認証（ホテル・宿泊業）申請書」（本申請）
の写し
（（1）やまなしグリーン・ゾンプレミアム認証取得促進関係のみ）
- ⑥図面、見積書、その他資料等（平面図、仕様書、カタログ等購入予定日備品や工事施工箇所内容及び経費の額が分かるもの）
- ⑦その他知事が必要と認める書類

【提出方法】

受付窓口へ郵送（書留郵便推奨・FAX 不可）

※1 書類の不備等がある場合は、再度の郵送等をお願いする場合があります。

※2 封筒に差出人の住所・氏名（名称・担当者）を御記入ください。

※3 追加資料等をメールで送信する場合には、御担当者様の所属・役職・氏名・連絡先を明記してください。

【受付窓口】

宿泊施設高付加価値化支援事業事務局

〒400-0031 甲府市丸の内二丁目16番4号 丸栄ビル4階

電話 055-222-6112

メールアドレス yamanashigz3@gmail.com

【窓口開設時間】 月曜日から金曜日（祝祭日等は除く）午前10時から午後5時

【補助金の概算払いを受けようとする場合】

- ・ 補助金は、原則として、申請した事業のすべてが完了後に支払われます。

- ・ ただし、知事が必要と認める場合には、事業完了前に交付決定を受けた額の6割を上限に概算払いを受けることができます。
- ・ 概算払いを希望する場合には、必ず事前に事務局に相談してください。

【補助事業の内容を変更しようとする場合の手続き】

- ・ 規模の大小を問わず、変更（交付申請書に記載した内容とは違う取組みを行うこと）しようとする場合には、必ず事前に事務局に相談してください。
- ・ 原則として、変更前に知事の承認を受けなければなりません。

【予定期間内に完了する見込みがない場合の手続き】

- ・ 交付申請時に記載した予定期間内に購入、改修、支払い等が完了しない場合には、変更、廃止等の手続きが必要になる場合があります。速やかに事務局に相談してください。
- ・ 実績報告時、「予定期間内に補助事業が完了しなかった理由」を記載する必要があります。

【実績報告書】

補助事業（支払いまでのすべて）が完了したとき、又は知事から補助事業廃止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書を事務局あて提出してください。

- ① やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設高付加価値化支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）
- ② 実績報告書別紙
- ③ 図面、資料等（平面図、仕様書、カタログ等工事施工箇所や内容が分かるもの）
- ④ 契約書、納品書、請求書、領収書、通帳等の写し
- ⑤ 機器等の設置、設備の改修等を実施したことが分かるカラー写真
- ⑥ 「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証を取得したことが分かる書類（（1）やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係のみ）
- ⑦ 振込先口座と口座名義がわかる通帳の写し
- ⑧ その他知事が必要と認める書類

【提出方法】

受付窓口へ郵送（書留郵便推奨・FAX 不可）

- ※1 書類の不備等がある場合は、再度の郵送等をお願いする場合があります。
- ※2 封筒に差出人の住所・氏名（名称・担当者）を御記入ください。
- ※3 追加資料等をメールで送信する場合には、御担当者様の所属・役職・氏名・連絡先を明記してください。

【受付窓口】

宿泊施設高付加価値化支援事業事務局

〒400-0031 甲府市丸の内二丁目16番4号 丸栄ビル4階

電話 055-222-6112 メールアドレス yamanashigz3@gmail.com

[窓口開設時間] 月曜日から金曜日（祝祭日等は除く）午前10時から午後5時

【その他留意事項】

- ・ 県、事務局又は国の機関から検査、報告、是正のための措置の求めがあったときは、これに応じなければなりません。
- ・ 山梨県暴力団排除条例第9条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は利用できません。このことを確認するため必要な事項を、山梨県警察本部組織犯罪対策課長に照会する場合があります。
- ・ 補助金に関する支出書類は、交付決定通知書に記載されている財産処分制限期間（記載がない場合は補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間）が経過するまで保存してください。
- ・ 補助金を受けて取得した設備は、県から定められた期間が経過するまで、譲渡や廃棄などの処分はできません。（譲渡や廃棄などの処分を行う場合には、事前に県の承認を得る必要があります。）
- ・ 提出書類に虚偽の記載や補助事業の実施に不正行為があった場合、その他、公的資金の助成先として適切でないと判断された場合は、補助金交付の決定を取り消し、すでに補助した額の返還を求める場合があります。
- ・ 補助金の交付が受けられるのは、令和4年度を通じて、1施設あたり1回限りです。
- ・ 令和3年度に、「やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設変異株対策強化及び高付加価値化支援事業費補助金」による補助を受けた施設も申請することができます。ただし、既に補助を受けた取組みに対して、重ねて補助を受けることはできません。
- ・ 予算の状況により、令和5年1月31日を待たずに受付を終了する場合があります。

【手続きの流れ】

① 交付申請 予算の状況により、令和4年12月28日を待たずに受付を終了する場合があります。

「交付申請に必要な書類」を提出します（郵送（書留郵便推奨））。

- ・事業計画書を事前に提出してください（令和4年11月30日まで）。面談等により事務局が内容を確認いたします。

【受付開始】 令和4年 5月27日（金）

【受付締切】 令和5年 1月31日（火）

【受付窓口】 宿泊施設高付加価値化支援事業事務局

〒400-0031 甲府市丸の内二丁目16番4号 4階 電話 055-222-6112

メールアドレス yamanashigz3@gmail.com



書類審査

② 交付決定通知の送付

交付決定通知が送付されます。

- ・通知は交付申請書類を審査し、内容に不備がない場合に送付されます。（内容に不備がある場合、修正の対応をする必要があります。）
（内容が要綱等に適合しない場合は、不交付の通知を送付します。）



③ 補助事業の実施

補助事業を実施します。（令和2年5月13日以前に着手した場合は補助対象外です）

- ・令和5年1月31日（火）までに事業を完了（経費の支払いをすべて終了）させる必要があります。



※事業内容に変更が生じる場合は、事務局に相談してください。

④ 実績報告及び補助金請求

実績報告書を郵送します（書留郵便推奨）。

- ・提出前に補助対象事業に係る経費の支払いをすべて完了させる必要があります。

【受付締切】 令和5年1月31日（火）（必着）

【受付窓口】 宿泊施設高付加価値化支援事業事務局

〒400-0031 甲府市丸の内二丁目16番4号 4階 電話 055-222-6112



現地検査（必要に応じて実施されます。）

⑤ 交付額確定通知・補助金の受領

交付額確定通知を受領します。

- ・通知は報告書類等を事務局が審査し、現地検査により事業内容に不備がないことが確認できた場合に送付されます。
- ・追って補助金が支払われます（概算払いを受けた場合、既払い分が差し引かれます。）
- ・額の確定通知発出から支払いまでおおむね2週間程度です（前後する場合があります）。